

# 令和6年度 せたな町職員採用試験案内（10月採用）

令和6年8月8日

せたな町長 高橋 貞光

せたな町職員を募集しますので、試験について下記のとおりご案内します。

記

## 1. 採用区分等

職 種	採用予定人数	職 務 内 容
一般事務職	若干名	町長部局、教育委員会事務局等各種委員会事務局、議会事務局等に勤務し、一般行政事務に従事します。

## 2. 採用条件

年 齢 要 件	令和7年3月31日時点で35歳以下(平成元年4月2日以降生まれ)の者
最 終 学 歴	学校教育法による学校(大学・短大・高校又はそれと同等と認められる学校)を卒業した者
その他の要件	普通自動車を運転する免許を有する者(令和6年9月末までに取得見込みの者も含む)

※次の者は受験できません。

- 日本国籍を有しない者
- 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する者
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3. 受験申込手続き及び受付期間

提出するもの	・採用申込書兼履歴書 ・令和6年度せたな町職員採用試験エントリーシート(10月採用) ※上記用紙は、役場総務課までお取り寄せいただくか、町ホームページ( <a href="https://www.town.setana.lg.jp">https://www.town.setana.lg.jp</a> )からも印刷ができます。 ・普通自動車運転免許証の写し(既取得者のみ)
受 付 期 間	令和6年8月8日(木)から令和6年8月29日(木)まで受付します。受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。(土曜日・日曜日・祝日の持参による受付はしません) ※郵送の場合は、令和6年8月29日(木)必着
申 込 先	〒049-4592 久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1 せたな町役場総務課総務係 行

(裏面に続く)

#### 4. 試験内容

区分	試験内容
一次試験	<b>【書類選考】</b> ※受付期間終了後、書類選考により合否を決定し、通知いたします。
二次試験	<b>【筆記試験】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・基礎能力試験（45分） ～公務員として必要な一般知識及び知能について5肢択一式による筆記試験</li><li>・事務能力試験（60分） ～職務を遂行するうえで能力（照合・分類・言語・計算・読図・記憶）を把握するための適性検査</li><li>・パーソナリティ（40分） ～個人の日常的な行動傾向や意欲・態度、性格面を把握するための適性検査</li></ul> <b>【面接試験】（20分程度）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・人物についての個別方式による面接試験</li></ul>

#### 5. 試験日

- (1) 一次試験 書類選考による
- (2) 二次試験 **令和6年9月6日（金）午前8時30分開始（せたな町役場会場）※予定**

#### 6. 合格から採用まで

最終合格者（採用内定者）は、その後採用決定手続きを行います。  
なお、**採用時期は令和6年10月1日を予定**しております。  
ただし、採用申込書に虚偽の記載が判明した場合は、合格を取り消します。

#### 7. 採用されてから

- (1) 給与
  - ・採用時における初任給は、条例に基づき1級5号俸（166,600円 高校新卒）、1級15号俸（179,100円 短大新卒）、1級25号俸（196,200円 大学新卒）を基準とし、職歴等の内容に応じて加算します。
  - ・このほか扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。
  - ・採用時まで給与改定があった場合は、金額が変更になる場合があります。
- (2) 勤務時間・休暇
  - ・勤務時間は、週38時間45分です。
  - ・原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで、土日祝祭日等は休みとなります。
  - ・休暇は、年間20日間（10月1日採用の場合は5日）付与される年次有給休暇のほか、負傷又は疾病の場合に与えられる病気休暇、結婚、忌引、出産等の場合に取得できる特別休暇等があります。
- (3) 共済制度
  - ・職員は、北海道市町村職員共済組合の組合員となり、病気、出産等の場合は各種の給付が受けられます。また、厚生施設の利用、貸付金の制度等があります。

---

試験についての問合せ先 せたな町役場総務課総務係  
電話0137-84-5111（内線1213）

---